

平成21年(ネ)第5763号 遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田 稔 ほか12名

被控訴人 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構

上申書

東京高等裁判所第20民事部 御中

2010年 1月22日

控訴人ら代理人弁護士 柳 原 敏 夫

第1回裁判期日の進行と控訴審における主張・立証予定について、以下の通り、上申します。

1、第1回期日(1月25日)について

当日、地元新潟から控訴人が4名出廷します。

また、著名人の控訴人らは仕事のスケジュールの都合で、今回は全員出廷できません。

代理人は4名出廷予定で、合計8名です。

当日の進行について1つ要望があります。新潟から出廷する控訴人のうち、山田稔と佐藤ふじ枝の両名は陳述書(甲133・同135)を作成した者ですが、両名に、それぞれ生産者と消費者の立場から陳述書要旨を陳述する機会を与えていただきたいということです。所要時間は各自2~3分です。

2、控訴審における主張・立証予定について

(1)、主張

控訴審における主張は控訴理由書で尽きています。尤も、被告の答弁書の内容如何によってはこれに対する反論が必要になると思います。

(2)、立証

控訴理由書の第7、2、今後の審理について、で述べました通り、「耐性菌問題」について真の争点を明確にし、その争点に関する正確な科学的知見を得るために、知財裁判で日常的に実施されている技術説明会に準じた、いわゆる「科学説明会」を研究者参加のもとで是非とも実施していただくよう重ねて要望いたします。

この点、研究者を証人として尋問するやり方もありますが、このような専門家に対する尋問を一問一答方式で行なう証人尋問のやり方が、科学上の争点に関する正確な科学的知見を得る

ために適切なものではないことはつとに指摘されているところでして（この点を早くから指摘した畔柳達雄「医療事故訴訟と鑑定」（1988年中野貞一郎／編「科学裁判と鑑定」所収）の該当部分を別紙1として添付します）本件においても、同様の考えから、証人尋問に代えて、「科学説明会」の実施を要望した次第です（参考までに、知財裁判における技術説明会を解説した文献村林 隆一ほか「特許侵害訴訟戦略 特許権行使と対抗手段」の該当部分を別紙2として添付します）。

以 上